

相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者申告書

町県民税
軽自動車税(種別割)
固定資産税

新規 ・ 変更

年 月 日

開成町長様

(届出人) 住所

フリガナ

氏名

(電話番号 - -)

次のとおり、被相続人に係る納税及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、開成町税条例第25条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

被相続人 (所有者)	亡くなった方の氏名		亡くなった方の住所		死亡年月日	
	フリガナ		〒	—	年	月

相続人 (現所有者)	代表者	氏名		住所		所有者との続柄	相続分
		フリガナ		〒	—		
		生年月日	年 月 日	電話番号	—	—	
	代表者以外の相続人	フリガナ		〒	—	配偶者・子・その他 ()	/
		フリガナ		〒	—	配偶者・子・その他 ()	/
		フリガナ		〒	—	配偶者・子・その他 ()	/

備考	
----	--

相続登記の予定の有無	<input type="checkbox"/> 完了済 (年 月 日登記済) <input type="checkbox"/> 予定あり (年 月頃) <input type="checkbox"/> 当面の間予定なし
------------	--

【届出にあたっての留意点】

- ※届出人及び代表者の本人確認ができる書類の提示または写しを添付してください。
【運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカードなど顔写真付きの身分証明書】
- ※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。
- ※相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しを必ずご提出ください。
- ※遺言により法定相続人以外の方が相続される場合には、遺言書の写しをご提出ください。

【現所有者申告書の届出にあたっての留意点】

- ※被相続人に固定資産の所有がある場合に「固定資産現所有者申告書」を兼ねたものとして取扱います。
- ※亡くなられた年のうちに相続登記等が完了しない場合は、ご申告いただいた「現所有者(代表者)」の方に賦課期日の属する年の固定資産税が課税されます。

【裏面へ続く】

※町処理欄	被相続人納税者コード	課長	班長	課員(課内全員)	担当
	共有コード				
	相続人代表者コード	備考 <input type="checkbox"/> 本人確認済			

相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者申告書

町県民税
軽自動車税(種別割)
固定資産税

新規 ・ 変更

●年 ●月 ●日

開成町長様

(届出人) 住所 開成町延沢773

フリガナ カイセイ ハナコ

氏名 開成 花子

(電話番号 0465-84-0313)

次のとおり、被相続人に係る納税及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また、開成町税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり

被相続人宛の納税通知書等の書類を受け取っていただく方を代表者の欄にご記入ください。

被相続人 (所有者)	亡くなった方の氏名		住所		死亡年月日		
		フリガナ カイセイ タロウ	〒258-0026	開成町延沢773	令和2年4月15日		
	開成 太郎						
相続人 (現所有者)	代表者	氏名		住所		所有者との続柄	相続分
		フリガナ カイセイ ハナコ	〒258-0026	開成町延沢773	配偶者・子・その他	1/2	
		開成 花子			()		
	生年月日 昭和12年3月4日	電話番号	0465-84-0313				
代表者以外の相続人	フリガナ カイセイ イチロウ	〒258-0026	開成町延沢773	配偶者・子・その他	1/4		
		開成 一郎			()		
	フリガナ カイセイ ジロウ	〒258-0026	開成町延沢773	配偶者・子・その他	1/4		
	開成 二郎			()			
フリガナ	〒	—		配偶者・子・その他	/		
				()			
備考		被相続人に固定資産のある場合のみご記入ください。					
相続登記の予定の有無		<input type="checkbox"/> 完了済(年 月 日登記済) <input checked="" type="checkbox"/> 予定あり(R3年12月頃) <input type="checkbox"/> 当面の間予定なし					

相続分の欄は確定している場合のみご記入ください。

【届出にあたっての留意点】

- ※届出人及び代表者の本人確認ができる書類の提示または写しを添付してください。
【運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカードなど顔写真つきの身分証明書】
- ※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。
- ※相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しを必ずご提出ください。
- ※遺言により法定相続人以外の方が相続される場合には、遺言書の写しをご提出ください。

【現所有者申告書の届出にあたっての留意点】

- ※被相続人に固定資産の所有がある場合に「固定資産現所有者申告書」を兼ねたものとして取扱います。
- ※亡くなられた年のうちに相続登記等が完了しない場合は、ご申告いただいた「現所有者(代表者)」の方に賦課期日の属する年の固定資産税が課税されます。

【裏面へ続く】

※町処理欄	被相続人納税者コード	課長	班長	課員(課内全員)	担当
	共有コード				
	相続人代表者コード	備考 <input type="checkbox"/> 本人確認済			

【問合せ先】 税務課 開成町延沢773 TEL:0465-84-0313(直通)

町税の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き

(相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について)

納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、その納税義務は相続人に承継され、お亡くなりになった後に納めていただく町税がある場合には相続人に納めていただくこととなります(地方税法第9条)。お亡くなりになった方の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を定めた場合は、「**相続人代表者指定届**」に必要事項を記入のうえ、税務課に提出してください(地方税法第9条の2第1項)。

また、固定資産(土地・家屋)の所有者がお亡くなりになった場合、所有者の名義が変更されるまでの間は、当該固定資産の現所有者(相続人等)が納税義務者となりますので、該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日までに、その氏名、住所等を「**固定資産現所有者申告書**」により申告していただく必要があります(開成町税条例第25条の3)。

なお、これらの届(申告書)により不動産登記簿の所有者が変更されることはありません。相続登記の手続きについては横浜地方法務局へ、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署へそれぞれお問い合わせください。

○ 町民税・県民税について

町民税・県民税はその年の1月1日現在の状況に応じて課税しますので、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、納税義務が生じます。その納税義務は相続人に継承され、その年度分の町民税・県民税は相続人に納付していただくこととなります。

なお、相続人となる方は(相続人が複数いる場合は代表者を決めて)「**相続人代表者指定届**」を提出してください。

○ 軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者に納めていただくものです。
亡くなられた方に課税されていた原動機付自転車・軽自動車等は、相続人の方に廃車や名義変更等をしていただく必要があります。相続人の方は、必要となる手続きについて税務課にご確認ください。

○ 固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地・家屋)を所有している方に納めていただくものです。

納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、次の手続きをお願いいたします。

◆ 土地・登記されている建物の場合

法務局(登記所)で相続登記をしていただく必要があります。相続登記が完了すると、その内容が町役場へ通知され、手続きが完了した翌年度から課税台帳上の所有者が変更されます。

【管轄する登記所】

横浜地方法務局西湘二宮支局

住所:中郡二宮町二宮1240番地1 電話:0463-70-1102

◆ 登記されていない建物がある場合

未登記家屋所有者変更届を町役場へご提出ください。必要な場合は税務課までご連絡ください。名義変更完了の翌年度から、課税台帳上の所有者が変更されます。

※「**相続人代表者指定届**」と「**固定資産現所有者申告書**」につきましては、どちらも相続人に提出

(申告)していただくものであることから、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式となっております。

開成町役場 税務課

〒258-8502 神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地